

# 2025年(令和7年)4月1日より 都市再生特別措置法に基づく届出制度が運用されます

## 届出制度

立地適正化計画では、居住誘導区域外の住宅開発等の動きや都市機能誘導区域内外の誘導施設の整備の動きを把握するための届出制度が運用されます。

### 【居住誘導区域に関する届出】

居住誘導区域を除く立地適正化計画の区域内(居住誘導区域外)で以下の行為を行おうとする場合には、市長への届出が義務づけられます。

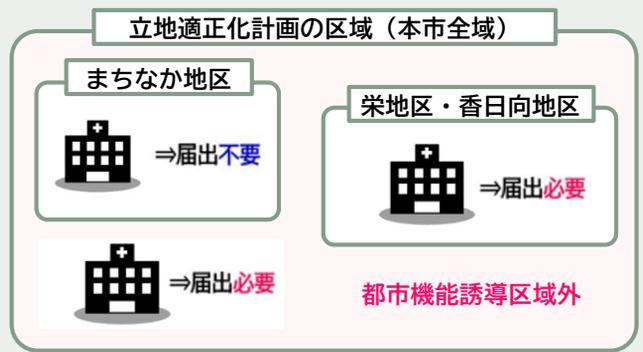
#### ●届出の対象

開発行為	①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為	例)3戸の開発行為	 ⇒届出 <b>必要</b>
	②1戸又は2戸の住宅の建築が目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの	例)1,200㎡1戸の開発行為	 ⇒届出 <b>必要</b>
建築行為等	①3戸以上の住宅を新築しようとする場合	例)3戸の建築行為	 ⇒届出 <b>必要</b>
	②建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合	例)1戸の建築行為	 ⇒届出 <b>不要</b>

### 【都市機能誘導区域に関する届出(開発行為等)】

都市機能誘導区域を除く立地適正化計画の区域内(都市機能誘導区域外)で以下の行為を行おうとする場合には、市長への届出が義務づけられます。

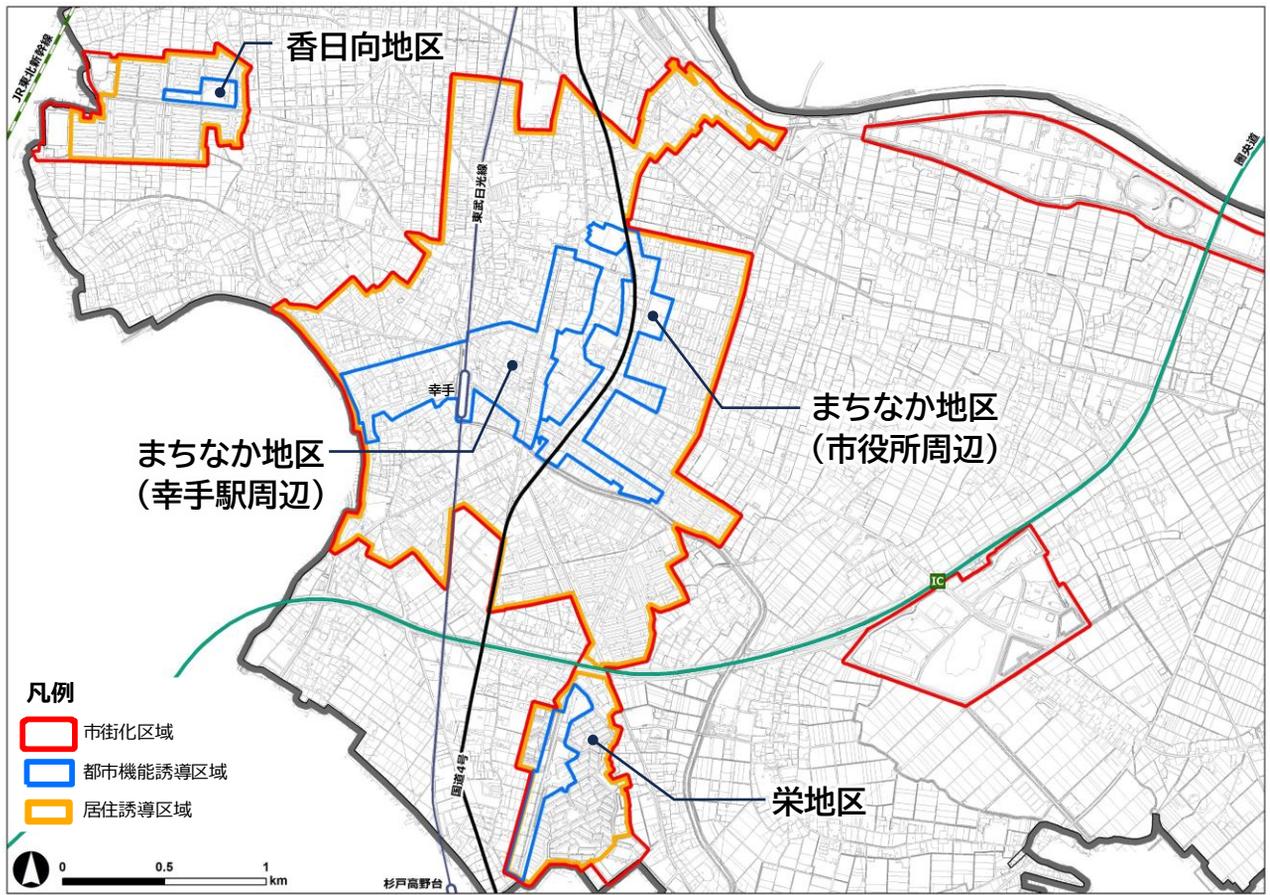
#### ●届出の対象(例:病院の場合)

開発行為	誘導施設を有する建築物を建築目的とする開発行為を行う場合	
建築行為等	①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ②建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ③建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合	

### 【都市機能誘導区域に関する届出(誘導施設の休廃止)】

都市機能誘導区域内で、誘導施設を休止又は廃止しようとする場合には、市長への届出が義務づけられます。

# 届出の対象となるエリア



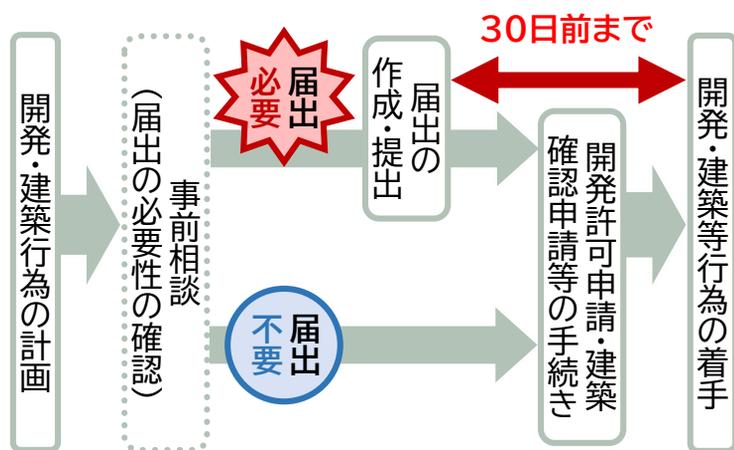
## 届出の対象となる誘導施設

- 市役所(本庁舎)
- 地域包括支援センター
- 地域子育て支援拠点
- 保育所・幼稚園
- 放課後児童クラブ
- 小学校
- 病院
- 診療所(内科、小児科)
- 大規模小売店舗(ショッピングセンター)
- スーパーマーケット・ドラッグストア・ホームセンター
- 銀行・信用金庫
- コミュニティセンター



届出の対象となる誘導施設等の詳細は「都市計画課」へお問い合わせください。

## 届出の流れ



### 《注意事項》

- 届出を行わずに開発行為等を行った場合や、虚偽の報告を行った場合等には、都市再生特別措置法(第130条)の規定に基づき、30万円以下の罰金に処されることがあります。
- 届出を受理した後、届出者に対して誘導施設の立地を適正なものとするため、都市再生特別措置法(第108条第3項)の規定に基づき、必要な勧告をする場合があります。

お問い合わせ

幸手市建設経済部都市計画課

TEL:0480-43-1111 E-mail:toshikeikaku@city.satte.lg.jp